

定 款

公益財団法人白浜医療福祉財団

公益財団法人白浜医療福祉財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人白浜医療福祉財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を和歌山県西牟婁郡白浜町に置く。

(目的)

第3条 この法人は、白浜町及びその周辺地域の公衆衛生の向上と地域医療に関する事業を行い、もって地域住民及び観光滞在者等の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域医療を主体とする病院の管理運営
 - (2) 救急医療の実施
 - (3) 介護保険法による介護医療院の運営並びに居宅介護支援事業及び指定居宅サービス事業等の実施
 - (4) 開放型病院による登録医への共同利用施設としての医療機器及び病床の提供
 - (5) 温泉を活用したリハビリテーションの推進
 - (6) 生活習慣病予防の健康診断及び健康増進並びにがん検診事業
 - (7) 無医地区及びへき地等における在宅療養支援診療所の管理運営
 - (8) 訪問看護ステーションの管理運営
 - (9) 医療・保健・福祉に関する調査研究並びに普及啓発
 - (10) 高齢者・障害者等の医療とケアに関する調査研究
 - (11) その他、この法人の目的を達成するための事業
- 2 前項の事業については、和歌山県内の市町村において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 資産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるもの(次の各号)をもって構成する。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)第5条第16号に規定する、第4条の公益目的事業を行うために不可欠なものとして特定された財産(以下「公益目的不可欠特定財産」という。)
- (2) その他理事会で、基本財産とすることを決議した財産
- (3) 公益法人への移行日以後に公益目的不可欠特定財産及び前号の基本財産として寄附

された財産

- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産又は交付を受けた補助金その他の財産についての取り扱いについては、理事会の決議により別に定めるものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第 7 条 基本財産については、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。

- 2 やむを得ない理由により不可欠基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の議決を経て、評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 やむを得ない理由により公益目的不可欠特定財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の 3 分の 2 以上の議決を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

(財産の管理・運用)

第 8 条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定めるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 9 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の議決を経て、評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 10 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、会計監査人及び監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

- 2 前項の承認を受けた書類については、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

- 3 この法人は、第 1 項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第 11 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において総理事の 2 分の 1 以上の議決を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

- 第 12 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第 3 章 評議員及び評議員会 第 1 節 評議員

(定 数)

- 第 13 条 この法人に、評議員 10 名以上 15 名以内を置く。

(選任等)

- 第 14 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。
- イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。
- 5 評議員のうちには、理事のいずれか 1 名とその親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(権 限)

第 15 条 評議員は、評議員会を構成し、第 18 条第 2 項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任 期)

第 16 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第 13 条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。また補欠により選任された評議員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第 17 条 評議員には、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定めるものとする。

第 2 節 評議員会

(構成及び権限)

第 18 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の報酬並びに費用の額の決定及びその規則
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
 - (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 21 条第 1 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第 19 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

- 2 定時評議員会は、毎年 1 回 6 月に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招 集)

第 20 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 第 2 項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われぬ場合。

(2) 請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集の通知)

第 21 条 理事長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

第 22 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第 23 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 24 条 評議員会の議事、一般社団・財団法人法第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、特別の利害関係者を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 各理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行わなければならない。

3 第 1 項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 25 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、一般社団・財団法人法第 193 条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、前項の議事録に記名押印をしなければならない。

第1節 役員等

(種類及び定数)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 この法人に、会計監査人を1名置くことができる。
 - 3 理事のうち1名を理事長とし、1名を副理事長、1名を専務理事とすることができる。
 - 4 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第28条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及びそれ以外の業務を執行する理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項の副理事長、専務理事及びそれ以外の業務を執行する理事をもって一般社団・財団法人法上の業務執行理事とする。
- 4 監事及び会計監査人は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事並びに会計監査人に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。
- 7 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 8 監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、法律及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。また、副理事長に事故があるとき又は副理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。
- 5 理事長、副理事長、専務理事及びそれ以外の業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める。
- 6 理事長、副理事長、専務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事及び会計監査人の職務・権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合には、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対して、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 会計監査人は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の計算書類、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書その他法令で定める書類の監査をし、会計監査報告書を作成すること。
- (2) 理事の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、ただちに監事に報告すること。
- (3) その他会計監査人に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。また補欠により、選任された理事の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。また、補欠により、選任された監事の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 役員は、第27条1項に定めた役員員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

5 会計監査人は、前項の評議員会において別段の決議がなされなかったときは、その定時評議員会において再任されたものとみなす。

(解任)

第32条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- 2 会計監査人が次のいずれかに該当したときは、評議員会の決議によって、解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- 3 監事は、会計監査人が前項の各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意によりその会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(報酬等)

- 第 33 条 理事及び監事には、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。
 - 4 会計監査人の報酬等は、理事長が理事会の決議を経、かつ監事の同意を得て定める。

(取引の制限)

- 第 34 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前 2 項の取り扱いについては、理事会において別に定めるものとする。

(責任の免除又は限定)

- 第 35 条 この法人は、役員及び会計監査人の一般社団・財団法人法第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、一般社団・財団法人法第 115 条に定める外部役員及び会計監査人との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金壹百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(相談役及び顧問)

- 第 36 条 この法人に、相談役及び顧問をそれぞれ若干名を置くことができる。
- 2 相談役及び顧問は、理事会において任期を定め、たうえで選任する。
 - 3 相談役及び顧問の報酬については、評議員会において定める。また、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(相談役及び顧問の職務)

第 37 条 相談役及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事会から諮問された事項について、参考意見を述べることができる。

第 2 節 理事会

(構成)

第 38 条 この法人に理事会を設置する。理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第 39 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長、副理事長、専務理事及びそれ以外の業務を執行する理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
 - (6) 第 35 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結
 - (7) この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、予め理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 の承認を要する。

(種類及び開催)

第 40 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 定時理事会は、毎事業年度 2 回（6 月、3 月）開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 30 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 41 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第 3 項第 3 号による場合は、理事が、前条第 3 項第 4 号後段による場合には、監事

が理事会を招集する。

- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第43条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

- 第44条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。
 - 3 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

- 第46条 理事又は監事若しくは会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第29条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第5章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第48条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第4条に規定する公益目的事業、第14条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第51条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

- 2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経て、第3条に規定する目的及び第4条に規定する公益目的事業並びに第14条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。
- 3 公益認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、法令で定める軽微な変更についてはこの限りではない。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第49条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由により解散する。

(公益目的取得財産額の贈与)

第51条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）においては、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から一ヶ月以内に、評議員の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益認定法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第52条 この法人が解散等により清算をするときに有する残余財産は、評議員会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第6章 委員会

(委員会)

- 第53条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、理事会が選定する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 事務局

(設置等)

- 第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 55 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事、会計監査人及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬等に関する規則
 - (7) 事業計画書及び収支予算書等
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書及び会計監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 56 条第 2 項の定めによるものとする。

第 8 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 56 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

(個人情報の保護)

第 57 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第 58 条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲示する方法により行う。

第 9 章 補 則

(委 任)

第 59 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認

定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする

石田 武夫
小川 佳克
小竹 幸
鈴木 泰明
谷口 友志
中原 宏典
西浦 敏和
林 克久
松尾 晃次
水本 雄三

4 この法人の最初の監事は、次に掲げる者とする。

北又 寛崇
田井 郁也

5 この法人の最初の理事長は、水本 雄三とする。

6 この法人の最初の副理事長は、松尾 晃次とする。

7 この法人の最初の専務理事は、西浦 敏和とする。

8 この法人の最初の会計監査人は、肥田 直樹とする。

9 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

梅本 博文
小幡 一彰
清原 武
楠本 禎子
國友 チヨ
熊崎 訓自
佐々木 孝
田井 勇
寺岡 浩義
沼田 久博
花房 俊哉
保富 學
湯川 温行
脇本 敏功

附 則

この定款は、2013年6月15日の定時評議員会の終結の時から施行する。

附 則

この定款は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、2018年1月1日から施行する。

附 則

この定款は、2020年4月1日から施行する。